

第 1367 回東京都建築審査会

同意議案

同 意 議 案

開催日時 令和7年1月20日 午後3時31分～午後4時16分

開催場所 東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室 21

出席者 委 員 杉 藤 崇
" 関 葉 子
" 加 藤 仁 美
" 八 木 佐千子
" 木 下 一 也
" 伴 宣 久
" 藺牟田 洋 美

幹 事 飯泉市街地建築部長
" 茂木多摩建築指導事務所長
書 記 鈴木市街地建築部調整課長
" 上原市街地建築部建築企画課長
" 佐藤市街地建築部建築指導課長
" 大谷多摩建築指導事務所建築指導第一課長
" 桑原多摩建築指導事務所建築指導第二課長
" 大野多摩建築指導事務所建築指導第三課長

○杉藤会長 それでは、同意議案の審議をいたします。

では、事務局からご説明をお願いします。

○鈴木書記 最初は、建築指導課が所管いたします個別審査案件の説明となります。

それでは、建築指導課よりお願いいたします。

○佐藤書記 議案第 23 号についてご説明いたします。

建築主は東京都及び東京都交通局、建築敷地は江戸川区中葛西 4 丁目 9 番 1 ほか、地域地区等及び建築物の概要は議案書記載のとおりです。第一種住居地域内にあるバスの営業所、事務所ですが、この増築を行うに当たりまして建築基準法第 48 条第 5 項ただし書きの許可申請が出されたものでございます。

調査意見をご覧ください。敷地は第一種住居地域と準工業地域にまたがり、過半が第一種住居地域になります。既存のバス整備場など、建築基準法別表第二（ほ）項第 4 号に掲げる第一種住居地域内に建築してはならない建築物に該当します。これまでも同法第 48 条第 5 項に基づく許可を行い、直近では平成 28 年に整備場の増築時に許可をしてございます。

それでは、A3 資料を 3 枚おめくりいただきまして、**03**ページをご覧ください。左上の案内図でございます。赤のハッチの計画地、江戸川自動車営業所でございます。東京メトロ東西線葛西駅の北西約 700m に位置し、右側の用途地域図ですが、北側の葛西橋通りから 30m が準工業地域、その南側が第一種住居地域となっております。準工業地域は防火地域、容積率 400%、第一種住居地域は準防火地域、容積率 300%でありまして、建蔽率はともに 60%です。

次に、**05**ページをご覧ください。左側の図の赤が計画地でございます。黒の幹線道路、それぞれの鉄道路線をお示ししております。所管エリア内の鉄道の 5 路線はいずれも東西方向でありまして、都営バスが南北方向の移動を担う公共交通となっております。右側の地図ですが、右下の赤が営業所の位置になりまして、所管の路線を示しております。江戸川区の西部を主な運行エリアとしており、鉄道駅など地域の主要な地点を結んでいることが分かります。また、路線バスは安全・定時に乗客を目的地まで輸送することを最大の使命とし、災害や事故等に対しても早期の運行再開やダイヤの回復が求められております。営業所の敷地は必要な規模を確保しましてバス運行を効率的に行うことができ、エリア内の中心に位置していることが必要で現在地となっております。

次に、資料 **06**ページをご覧ください。敷地内の建物の用途ごとに面積や許可項目を整

理しております。中段の表のうち、左側は申請前の現状、右側は申請の概要になります。今回の申請は、大規模改修のため、一部機能移転と執務環境の改善を目的とした増築の計画でございます。上段右側をご覧ください。これまでの許可の経緯になりまして、既存の整備場などの建築に伴い、その都度、昭和 48 年、昭和 50 年、直近では平成 28 年に許可がされてございます。

次に、**07** ページをご覧ください。配置図になります。敷地外周のほとんどが道路に面しておりまして、北側の葛西橋通りは幅員 25m で、運行車両の出入口がございます。敷地内の西側の既存建物は、バスの営業所や整備場、都営住宅、保育所の合築されている建物でございまして、2 階には保育所、3 階以上は全て都営住宅となっております。右下、東側は営業所附属の車庫と職員寮になりまして、下の中央、南側ですが、これは整備場、敷地の中央には給油取扱所、北側は油庫などがございます。

今回許可対象となります建物は出入口付近の赤の 3 棟になりまして、事務所棟の 2 棟と指導員小屋、バスの発着や駐車位置を指示する職員の建物になります。そのほか、過去に整備している歩道状空地、黄色でございまして、こういったものがあるほか、植栽帯を設けるなど環境整備を行っております。

資料 **08** ページをご覧ください。計画上の配慮事項をまとめております。

2 枚資料をおめくりいただきまして、**10** ページが増築部分の平面図になります。

11 ページから **13** ページが立面図、または断面図になります。

資料 **14** ページ、**15** ページが日影図になりまして、準工業地域には日影の規制はございません。

次の **16** ページでございまして、区への意見照会と回答文を添付してございます。

次の **17** ページですが、昨年 12 月 19 日に公聴会を開催しておりまして、利害関係人の出席、意見書の提出はございませんでした。

それでは、議案書裏面にお戻りください。下段ですが、以上の理由から、法第 48 条第 5 項ただし書きの規定によりまして公益上やむを得ないものとして認めまして許可したいと考えてございます。

説明は以上です。

○杉藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対して委員の皆様からご質問・ご意見をお願いします。

○関委員 **06** ページで面積がいろいろ書いてあるのですけれども、要するに許可対象と

いうところを合計すると 4,653 m²になり、だから 3,000 m²を超えているということなのでしょう。

○佐藤書記 06 ページの下段の表の許可内容のうち、お話しのとおり、右側が本申請になりまして、事務所部分は、今回の 3 棟に加えまして、既存部分で営業所庁舎ですとか、あるいは整備場棟の中にも営業所の更生施設というのがございまして、その合計は約 2,400 m²でございまして 3,000 m²を超えてございません。また、整備場や自動車車庫を含めると、法別表第二（は）項に掲げます建築物以外の建築物の用途の合計が 4,653 m²になりまして、これで合計では 3,000 m²を超えるため許可申請がされたということでございます。

○関委員 例えば自転車駐車場など、こういうのも許可がないと造れないのですか。一般の住居系の建物にもあるようなものもここに入れなければいけないのか、後学のために教えていただけるとありがたいのですが。

○佐藤書記 確かに自転車駐車場とかは住宅とかこの用途地域でもできる建築物では当然あるのですけれども、今回は事務所とか、整備場で工場がありまして、この用途地域ではできない建物の合計が 3,000 m²を超えるということで、それに附属するということで、主たるものができない建築物になりますのでどうしても許可が必要ということになります。

○関委員 入れるということですね。

○佐藤書記 はい。

○杉藤会長 ほかにいかがでしょうか。

○加藤委員 本質的な質問ではないですが、江戸川区の言い分として、法 48 条 5 項ただし書きの規定に基づく許可申請に関する回答のところ「江戸川区景観計画に即した計画とし」と書いてありまして、これは何か配慮されたのでしょうか。

○佐藤書記 今のお話は 16 ページで、都から今回の許可に当たっての照会を区にいたしまして、その回答が委員のおっしゃるとおり景観計画に即した計画云々ということで区と十分協議するよということ、今回この許可に当たっての回答としましては、支障がないということは恐らく書きにくいかもしれませんが、07 ページを見ていただきますと、いろいろな環境配慮をしております。植栽は通常かもしれませんが、黄色の歩道状空地とか、あるいはバス停がありまして、そこに小さなポケットパークというものを設けたりとか、今回規模は小さな事務所ですが、やはりこの計画自体は景観計画の協議も行っているとか、既存についても、より地元区の計画に適合あるいはより

望ましい内容になるよう区と協議するようという趣旨と考えてございます。

○加藤委員 それでこのようになったということですね。

○佐藤書記 そうですね。

○加藤委員 ありがとうございます。

○杉藤会長 ほかにいかがでしょうか。

○木下委員 質問ですが、これは西側の都営住宅の下にバスの車庫を配置していますね。南側の職員寮のところも同じような形なのでしょうか。用途の可分・不可分の関係ですが、下の車庫と整備場と給油取扱所などと今回の計画も含めて用途不可分になっていて、一の敷地という形であって、一団地認定は取っていないと理解してよろしいのでしょうか。

○佐藤書記 そのとおりでございます。

○杉藤会長 ほかによろしいですか。

では、次をお願いします。

○佐藤書記 続きまして、議案第 24 号についてご説明いたします。

建築主は三井不動産株式会社、建築敷地は江東区新砂 1 丁目 625 番の 73 ほか、地域地区等及び建築物の概要等は議案書に記載のとおりでございます。

調査意見をご覧ください。本計画は、研究所、日用品の販売を主たる目的とする店舗、自動車車庫、飲食店、自転車駐輪場、危険物の貯蔵に供する倉庫を新築する計画でございます。敷地の用途地域は工業専用地域になります。1 階に計画している店舗、これはコンビニですけれども、及び飲食店、これはカフェですが、法別表第二（わ）項第 5 号に該当しまして、工業専用地域に建築できない建築物に該当いたします。このため、建築基準法第 48 条第 13 項ただし書きによる許可申請がなされたものでございます。

A3 資料の表紙から 3 枚おめくりいただきまして、1 ページと右下に振っていますけれども、ご覧ください。赤枠の計画地は、東京メトロ東西線東陽町駅から南に約 700m に位置しまして、敷地の西側は汐浜運河でございます。

次の 2 ページをご覧ください。中央の計画地は工業専用地域、水色ですが、西側には準工業地域、紫色が広がっておりまして、運河沿いに共同住宅が多く立地してございます。

次の 3 ページは、敷地の従前の状況と建て替え後の完成予想でございます。従前は物流施設がありましたが、現在は解体工事中です。左側が前面道路からの近景、右側が西側の汐浜運河からの見え方になります。

次の 4 ページは完成時のパースでございます。次の 5 ページをご覧ください。周辺の

土地利用状況ですが、周辺は主に業務施設や運輸倉庫が建ち並ぶとともに、工場がございます。赤丸がコンビニの位置を示してございまして、東陽町駅周辺には点在してございます。計画地に近い位置の青丸は企業の事業所内のものになります。

次に、6ページの周辺状況の写真をご覧ください。上段の水辺の写真は運河沿いの写真でございまして、潮風の散歩道という名称ということですが、近隣住民の憩いの歩行者空間となっております。

次の7ページをご覧ください。江東区都市計画マスタープランですが、本計画との関連事項をまとめております。多様な協働を促進する場が形成され、イノベーション創出による新たな価値の創造を目標としてございまして、本計画はシェアラボを核としまして、ライフサイエンス系のスタートアップ特化型のインキュベーション拠点となります。また、都のイノベーション創生事業の採択を目指しております。

次の8ページから16ページまでが安全上の配慮事項を整理してございまして、8ページは交通とか安全などの事項になります。コンビニ、カフェの位置がお分かりかと思えます。主要用途が研究施設に該当しまして、都条例に基づく駐車場の附置義務は対象外ですが、屋内及び屋外に適切な駐車台数を確保しております。歩行者と車の動線を分離しまして通行の安全に配慮した計画としてございまして、オレンジ色が歩行者、赤色及び青色が自動車の動線です。敷地の北側には道路と運河沿いの遊歩道とをつなぐ貫通通路を計画しております。

次の9ページからが交通量調査になります。現地調査を2日間に分け行っておりまして、調査の時間帯は店舗と飲食店の営業予定時間帯でございまして、左下の表の赤枠が時間帯のピークになります。合計でも時間当たり片道150台程度の車両の通行でございまして、

検証した結果ですが、次の11ページをご覧ください。国の基準となります飽和交通流量につきまして、時間当たりの基準の2,000台を大きく下回り、本計画では駐車台数が荷さばきを含めまして合計で11台ですが、こういったことから渋滞等の発生の懸念はございません。

次の12ページをご覧ください。計画地周辺の施設の配置になりまして、危険物や臭気等のほか、周辺施設でのそういったものの有無を確認しております。北側の隣接地にコンクリート工場がありますが、爆発物とか薬品等の使用は少量と考えられます。

次の13ページの平面図をご覧ください。計画建物は、直通階段による2方向避難の確保や出入口までの防火区画など防火・避難上の配慮をしております。また、所定の防火

区画の形成や万が一の火災に備えて消火栓を設置し、防火上の配慮も行ってございます。

次の14ページから16ページは、計画建物で危険物を扱うことから事業主が各テナントに対するルールを定めております。

続きまして、17ページから19ページが本件に関係します国の通知になります。

18ページをご覧ください。赤の下線ですが、コンビニエンスストアなど個別の状況に応じて工業の利便を害するおそれがないよう配慮しつつ、48条の許可制度の活用により認めることが適切である旨の記載でございます。

次の20ページからが平面図などの図面になりまして、21ページは1階平面図になります。右が道路側で、オフィスのエントランスとコンビニがございまして、左は運河沿いの歩行者空間になりまして、カフェが配置されます。

27ページまでが平面図、28ページから32ページが立面図と断面図になります。

33ページから36ページは附属建物の図面になります。

37ページが区への意見照会になりまして、支障ない旨の回答でございます。

38ページは公聴会議事録要旨となりまして、昨年12月19日に公聴会を開催いたしましたが、利害関係人の出席及び意見書の提出はございませんでした。

それでは、議案書にお戻りいただきまして、2枚目の調査意見の後段をご覧ください。以上により、法第48条第13項ただし書きの規定に基づきまして、工業専用地域における工業の利便を害するおそれがないと認めて許可したいと考えてございます。

説明は以上です。

○杉藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対して委員の皆様からご質問等をお願いいたします。

○関委員 5ページに、ほかにも少し離れたところにはコンビニが結構あるようですけども、これらも本件のような許可を得て建てているということになるのでしょうか。

○佐藤書記 5ページ、計画地周辺のコンビニをプロットしてございまして、計画地周辺の工業専用地域内におきましては都が許可した実績はございませんでした。また、江東区にも確認いたしまして、同様に許可した事例はないということを確認してございます。

○関委員 ないけれども、作られているということですか。

○佐藤書記 周辺は事業所内の内部向けに設置しているものということで、主用途はそれぞれ事務所とか、あるいは研究所とかそういったものなので特段許可は不要と考えてございます。例えば内部向けの福利厚生を目的としたコンビニ等もございまして、そういった

ものは通常の店舗とは違うという考えでございます。ただし、規模を含めまして建築計画の実態に応じて許可が必要となるケースもあります。今回の計画はテナントの内部向けの利用ではあるのですが、外部からも利用しやすい計画ということになっていますので許可が必要と判断してございます。

○関委員 ありがとうございます。

もう1ついいですか。2ページの用途地域なのですけれども、ここに限ったことではないのですけれども、工業とか準工のところに結構住居系がばっと入っていたりとかするのですけれども、これはどういう経緯でこのようになるのかということをお教えください。

○佐藤書記 2ページの用途地域図と、同じく5ページが建物の土地利用、ただ、5ページですと、緑が共同住宅でございまして、一般的に通常やはり準工業地域なので工業系の土地利用ということで、いろいろな企業の製造とかそういった工場等が立地していたというのが一般的です。その後そういった工場が例えば地方とか東京周辺に移転とかで、その後こういったかなり大きな共同住宅ができるということはよくあります。用途地域上は共同住宅も当然できますので、こういった土地利用はよくあると考えてございます。

○関委員 そうすると、もともと準工だったけれども、住宅が広がったことに伴って用途地域を変更したということになるのでしょうか。

○佐藤書記 いえ、準工は恐らく当初から準工業地域の用途で、その用途の中で工業とか、あるいは危険物とか、そこでの土地利用に合致する建物利用があったというのが一般的です。その後工場移転等で住宅が配置されてきて、準工業地域に用途地域を変更というのは通常考え難いかなと考えてございます。

○関委員 すみません、質問の意図が伝わってなくて。準工地域の中に住居系の用途地域がぽつと出たりすることに関して、最初からこのようになっているのか、それとも今おっしゃったような住宅地が広がったことに伴って用途地域が変更されたのか、どちらなのでしょう。

○佐藤書記 2ページの資料の若干左の黄色い部分のお話ですけれども、ここは駅周辺で当初から住宅系ということで土地利用がなされていて、恐らく中心に商業の土地利用ということで、周辺の準工業地域が時代とともに、工場だったものが共同住宅、マンションでの開発が重なって現状のような状況かと考えます。

○関委員 ありがとうございます。

○杉藤会長 ほかにいかがでしょうか。

○木下委員 12 ページの建物の現況を見ますと、この地域は、工業専用地域らしい土地利用ではもうなくなっていますね。ほとんどがオフィスで、工場らしいものは一つくらいで、今の工業専用地域という都市計画が土地利用の現況に合っていないという感想を持ちました。

1点質問なのですが、危険物を扱うとされていますが、工業専用地域でないと扱えないぐらいの量の危険物になるのでしょうか。なぜ工業専用地域で物販店舗を制限しているかというと、大規模で多くの人が集まるような物販店舗ができると、環境が悪く危険な工場は反対だということで排除されることがないようにとの趣旨だと思います。今回の計画は、環境上の問題は起きにくいと思いますが、例えば大量の危険物を使うということが想定されているのでしょうか、その辺を教えてください。

○佐藤書記 今回シェアラボということで、そういったライフサイエンスあるいはスタートアップ型の企業ということで、いろいろ研究活動を行う中で、やはり危険物とか、薬品とか、今、倉庫も別棟でありますけれども、危険物等の量も備蓄といいますか、備えた上でそういったテナントを誘致して、そこでいろいろな研究活動もしながらスタートアップ企業を育成といいますか、支援していこうということで、聞いていますのは、やはり工業専用地域の中でそういった危険物等の量も必要だということでこの土地の選定と聞いてございます。

○木下委員 分かりました。

○杉藤会長 ほかによろしいでしょうか。

では、次をお願いします。

○鈴木書記 続きまして、建築指導課が所管いたします建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号に関する一括審査による許可同意基準に係る審査案件 1 件を読み上げさせていただきます。

整理番号 1 番、議案番号 22、建築主、株式会社タエコニ、小笠原村母島、ホテルでございます。

以上です。

○杉藤会長 ただいまの説明につきましてご質問等はございますでしょうか。

○関委員 ここは用途地域指定がないというのは白地地域なのかということと、あと当該地は結構傾斜というか、山みたいなところかもしれないので開発許可は要らないのかということをお願いします。

○佐藤書記 小笠原村のここにつきましては、都市計画区域内ではありますが、用途地域

の指定がない、委員のお話のとおり白地の地域になります。区域区分が定められていない区域におきましては、敷地面積 3,000 m²以上の区画形質の変更がある場合に開発許可の対象になりますけれども、今回はこの敷地につきましては敷地がその規模未満でありますし、あとは区画形質の変更を伴わないと確認してございまして開発許可の申請が不要ということになります。

○杉藤会長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

では、次をお願いします。

○鈴木書記 続きまして、多摩建築指導事務所が所管いたします建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号に関する一括審査による許可同意基準に係る審査案件 9 件を読み上げさせていただきます。

整理番号 2 番、議案番号 1035、建築主、株式会社東栄住宅、狛江市東野川 1 丁目、一戸建て住宅でございます。

整理番号 3 番、議案番号 2017、建築主、三絆地所株式会社、小金井市本町 5 丁目、一戸建て住宅でございます。

整理番号 4 番、議案番号 2018、建築主は個人でございます。小金井市梶野町 3 丁目、一戸建て住宅でございます。

整理番号 5 番、議案番号 2019、建築主は個人でございます。同じく小金井市梶野町 3 丁目、一戸建て住宅でございます。

整理番号 6 番、議案番号 2020、建築主は個人でございます。同じく小金井市梶野町 3 丁目、一戸建て住宅でございます。

整理番号 7 番、議案番号 2021、建築主は個人でございます。同じく小金井市梶野町 3 丁目、一戸建て住宅でございます。

整理番号 8 番、議案番号 2022、建築主、ダイワ住販株式会社、東村山市久米川町 1 丁目、一戸建て住宅でございます。

整理番号 9 番、議案番号 2023、建築主、ARROW LINK 株式会社、清瀬市元町 2 丁目、一戸建て住宅でございます。

整理番号 10、議案番号 2024、建築主、アクセスホーム株式会社、東久留米市中央町 1 丁目、一戸建て住宅でございます。

以上でございます。

○杉藤会長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関してご質問はございますでしょうか。

○関委員 幾つかあるので1つずつお願いします。

2017号ですが、位置指定道路を延ばせないのでしょうか。

○桑原書記 お答えします。様式3の配置図の赤い「道の中心線」と書かせていただいている部分の中央の部分で現況幅員が3,989と記載しておりますが、この手前に書いております塀が少し出ておりまして、ここが隣の方の出入口になっています。今回調整はしたのですが、今の時点で撤去することには同意が得られませんでした。将来建て替えのときに後退することについては同意するという話でしたので今回43条の許可で進めさせていただいたものです。

○関委員 このMさんが建て替えるときに位置指定道路になるような方向で持っていただけるといいのかなと思いました。

○桑原書記 そうですね。

○関委員 それから、2018号で、敷地の南側にある白い道のようなものが何なのかということと、それから、2018から2021号まで個人の方が土地分割しているのか、ちょっと分かりませんが、4筆で計画されていますけれども、どういう関係なのかということをお教えください。

○桑原書記 今回の敷地の南側にございます通路状のものでございますけれども、これは実質的には■■■■の管理通路となっておりまして、建築基準法の道路でも道路法の認定道路でもないというものです。今回も計画に当たって■■■■に申請者が話しに行ったのですが、今回は43条の許可に対する承諾は得られなかったため、北側から接道を取るような形の協定通路になったという経緯でございます。

○関委員 これは車も人も通れない、こちら側からは行けないということですか。

○桑原書記 いえ、■■■■が管理して一般の方が自由に行き来できるようにはなっていません。

○関委員 では、避難とかのときは使えるし、ふだんは通ることができる？

○桑原書記 そうです。

もう1点ですが、今回合わせて4件申請させていただいているのですが、これは、従前はこの4敷地を合わせて1つの敷地として使っていた建物が、今は解体されているのですが、建っていたところでございまして、同じ所有者さんが今回土地利用を転換するに

当たりまして4分割するという計画をされたものでございます。我々の基準の中で平成11年以前に建築物の敷地として使われていた宅地に関しては、500㎡未満で4分割までであれば認めるという基準を設けておりまして、今回合計で500㎡は超えていませんので4分割で申請させていただいたものでございます。

○関委員 ありがとうございます。

あと最後に、2024号の配置図の東西に延びている道の一番東側に隅切りのものがあるのですけれども、白いままで、これは現状どうなっていて、通路協定はあるのかどうか、お願いします。

○桑原書記 お答えします。この赤い道が南北東西に交差する部分の隅切り部分、下の配置図で白く塗っている部分ですけれども、こちらは協定外ということに現在はなっております。ただ、点線で記載しておりますけれども、道路脇のL型の側溝が入っております。実態としましてはこの部分も道路として使われているような形態になっております。今回協定に含めることはできなかったのですけれども、この敷地の所有者の建て替えに当たりましては引き続き隅切り部分を確保していただくような指導をやっていこうと考えてございます。

○関委員 ありがとうございます。

○杉藤会長 ほかにいかがでしょうか。

○加藤委員 議案1035号なのですけれども、これは延長の長さは91mですね。でも、2項2号であれば、先のほうが、要するに幅員がどこかで4mないということなのでしょうか。その辺を教えてください。

それから、この道に面している建物というか、敷地でかつて許可案件として出てきたものはないのか、それを教えてください。

○大谷書記 ご質問ありがとうございます。

1点目のご質問で、道の赤く塗った部分の現況の幅員についてのご質問だったと思うのですけれども、ちょうど議案書の様式3の下段の配置図の中に少し表記、小さくて恐縮なのですけれども、申請建物のちょうど下の前面の部分も現況3.956mだったり3.927mということで4mを満たしていないという現況がございます。そういったところがありまして今回43条のただし書きの取扱いということになった経緯でございます。

2点目のご質問でございますけれども、過去こちらの沿道で同様の協定による建築行為があったかということでございますけれども、実際にございまして、地図上の案内図の中

で申し上げますと、ちょうど今回の申請地の案内図上の右隣、方位で申し上げても東隣に1軒戸建ての住宅がございまして、こちらが平成16年にただし書きの許可を頂いて建築しているものでございます。同様の協定を当時も結んでいるということでございます。

○加藤委員 その1軒だけですね。

○大谷書記 現状、記録として把握ができているものは1軒だけでございまして。

○加藤委員 分かりました。ありがとうございます。

○杉藤会長 ほかによろしいですか。

それでは、次をお願いします。

○鈴木書記 続きまして、多摩建築指導事務所が所管いたします建築基準法第55条第4項第2号に関する一括審査による許可同意基準に係る審査案件1件を読み上げさせていただきます。

整理番号1番、議案番号1036、建築主、稲城市、稲城市坂浜、小学校でございまして。

以上でございます。

○杉藤会長 ありがとうございます。

これは資料がついているようですけども、特に補足する点はよろしいですか。

ただいまのご説明に関しましてご質問があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

○鈴木書記 同意議案は以上でございます。

○杉藤会長 ありがとうございます。

○杉藤会長 それでは、これより評議に移ります。

評議

それでは、同意議案につきましてお諮りします。第22号議案から第24号議案、第1035号議案から第1036号議案、第2017号議案から第2024号議案、計13件の議案をご審議願いましたが、この13件の議案につきまして原案どおり同意することによろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○杉藤会長 それでは、同意することといたします。

何かほかにございませんか。よろしいでしょうか。